


所管部課	福祉部 健康課	部長	吉沢 寿子		
件名	昭和病院企業団規約の変更について				
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則	地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条の2第2項			
	部課機関				
1. 要旨					
<p>昭和病院企業団の構成市である武蔵村山市が、平成29年3月31日をもって、脱退することに伴い、昭和病院企業団規約の一部を変更する必要があるため、規約を変更するものである。</p> <p>(1) 主な改正内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2条中 「、武蔵村山市」を削る。 ・第6条第2項中 「16人」を「14人」に改める。 <p>(2) 施行日 平成29年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 昭和病院企業団の構成市が8市から7市となる。 各構成市で負担している分賦金の算定への影響が想定される。</p>					
2. 経過（現時点に至るまでの経過）					
<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年12月2日 武蔵村山市議会において、公立昭和病院企業団構成市からの脱退が議決された。 ・平成27年12月21日 昭和病院企業団から脱退に伴う規約の変更について、同企業団企業長から各構成市長あてに依頼文の発出がされた。 					
3. 留意事項（問題点等）					
<ul style="list-style-type: none"> ・議決された際には、東京都知事に対する規約変更の申請を企業団が行うため、平成28年4月15日までに企業団に対し、議決書の謄本等関係書類を提出することが必要となる。 					
4. 主管部処理案（検討結果等）					
<ul style="list-style-type: none"> ・上記の規約について、平成28年第1回市議会定例会に提案したい。 					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。